

消費生活ネットワーク新潟 をご存じですか

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン
188(嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時 ☎57-8143

弁護士による電話相談会

毎月第4水曜日午後1時から3時まで(休日を除く)、無料で実施しています。

不当な勧誘行為や契約条項などについてのご相談などにぜひ、ご利用ください。

消費生活ネットワーク新潟
☎025-384-4021



電話相談会
無料です!

《情報提供先》
☎025-384-4021
☎025-384-4022
✉ssnetwk@axel.ocn.ne.jp
受付時間 月・水・金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前10時～正午、午後1時～3時

《申し入れた事例》
・ダイエット食品販売会社のホームページ上の誇大商品説明の表示削除
・銀行の消費者契約法に反するカードローン規定条項の削除

消費生活ネットワーク新潟は、適格消費者団体となることを目指し、不当な勧誘行為・契約条項・表示について、事業者に対して申し入れなどを行う特定非営利活動法人です。
「これっておかしくない?」と疑問を感じた契約内容などについて、情報をお寄せください。

※適格消費者団体とは

不特定多数の消費者の利益を守るため、差止めを求めるのに必要な適格性を有する消費団体として内閣総理大臣の認定を受けた団体のことです。

首都圏情報コーナー

渡辺市長を迎えて、首都圏佐渡連合会の会議開催

11月26日、首都圏佐渡連合会の正副会長ほか総勢20人を集め、正副会長会議が浜松町で開催されました。この会は首都圏にある12の郷土会会長の意見交換の場で、今年も各郷土会の総会のみならず、連合会のほぼすべての会合が中止となったため、渡辺市長の上京にあわせて意見交換会を兼ねて開催されたものです。



各郷土会会長に挨拶する渡辺市長

市長退席の後、人事異動、東京事務所報告(ふるさと納税、さどまる倶楽部勧誘実績)などの議事を進行し、「ふるさと再発見の旅」や「佐渡うめえもん会」、各講演会などが中止や延期となったことを踏まえ、来年度の活動について、意見交換会が行われました。

新型コロナウイルス感染の影響で、各郷土会、首都圏佐渡連合会も来年のさまざまなイベントの計画が出来ない状況が続いています。なお、例年2月に開催していた首都圏佐渡連合会総会は中止が決定しました。

(文責) 佐渡市東京事務所
所長 小路 徹

令和元年度「佐渡を美しくする会」標語コンクール作品紹介

優秀賞
おにたちが たいご鳴らして ごみ拾い
川や森 しぜんの中で 生きたトキ